

横浜市根岸地域ケアプラザ

指定居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人訪問の家（以下「運営法人」という）が開設する横浜市根岸地域ケアプラザ（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたった援助を行うものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 横浜市根岸地域ケアプラザ
- 二 所在地 横浜市磯子区馬場町 1-42

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援にあたる。
- 二 介護支援専門員 2名以上
介護支援専門員は、第6条の内容に基づいて指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 : 月曜日から土曜日までとする。
ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 : 午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項のほか、電話等による連絡は24時間可能とする。
- 3 業務時間外の連絡・相談先 080-5049-6000

(指定居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- 一 課題の分析について使用する課題分析の方法は独自方式を用いる。
 - 二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。
- 2 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。
- 一 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。
 - 二 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
 - 三 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。
 - 四 サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
 - 五 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とする。
 - 六 当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
 - 七 当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
 - 八 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。
 - 九 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。
- 3 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。
- 4 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、別表1のとおりとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(相談・苦情対応)

第9条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 当事業所は、前項の事故及びその事故に際してとった処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行う。

※事故報告の連絡先

横浜市健康福祉局 介護事業指導課	電話 045-671-2356	FAX 045-550-3615
磯子区役所福祉保険課 事業企画係	電話 045-750-2443	FAX 045-750-2540
法人本部	電話 045-894-4647	FAX 045-894-4647
日新火災海上保険	電話 045-461-2521	FAX

(虐待の防止)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6か月以内
- 二 継続研修 年2回
- 三 研修計画に沿った個別研修 研修目標に合わせて実施

- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人与事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。

附則

この規程は平成 11 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 12 年 11 月 18 日から施行する。
この規程は平成 14 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は平成 15 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は平成 18 年 5 月 24 日から施行する。
この規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 21 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は平成 23 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は平成 23 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は平成 24 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は令和 7 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	横浜市根岸地域ケアプラザ
申請するサービス種類	居宅介護支援

措 置 の 概 要
1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置 ① 相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。 また、担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継いでいる。 ② （電話番号） 045-751-4801 （FAX番号） 045-751-4821 ③ （担当者） 向井 行浩 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 ① 苦情があった場合は、直ちに担当者が相手方に電話等により連絡を取り、又は直接訪問するなどして詳しい事情を聞くとともに、担当介護支援専門員に事情を確認する。 ② 担当者が、必要であると判断した場合は、管理者・事業所長を含めて検討会議を行う。 ③ 検討の結果、迅速に具体的な対応をする（利用者に謝罪に行くなど）。 ④ 記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てる。 3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等 ① 苦情があった場合は、事業所の管理者に電話等により連絡を取り、又は直接訪問するなどして苦情内容の事実確認をし、詳しい情報の把握を迅速に行い、記録し共同で対応を行う。 ② 利用者の立場を考慮しながら事業所側の責任者に事実関係の特定を慎重に行う。 ③ 苦情内容については、所内の苦情対応委員会及びサービス担当者会議等での報告を行い再発防止に役立てるため対応方針を協議し、記録する。 ④ 苦情内容について改善されない場合は、利用者の意向を踏まえ他の事業所等の紹介を行う。 4 その他参考事項 ① 定例の居宅部門のミーティングにて発生した事項について確認し、情報共有する。 ② 所内の事故防止委員会・苦情対応委員会等でヒヤリ・ハット等の検討を行う。 ③ 年に1回、利用者アンケートを実施し、希望・要望を早期に把握する。

関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携内容

事業所又は施設名	横浜市根岸地域ケアプラザ
申請するサービス種類	居宅介護支援

措 置 の 概 要	
1	関係市町村等との連携の内容 (1) サービス提供前の受給資格の確認について 指定居宅介護支援の提供を求められた場合、利用申込者の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定等の有効期間を確認する。要介護認定を受けていない利用申込者については、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行えるよう必要な援助を行う。 (2) 居宅サービス計画の作成について 居宅サービス計画の作成、または変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、関係市町村とは常に連携を取り、計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるように努める。 (3) 利用者に関する通知 指定居宅介護支援を受けている利用者が、偽りその他の不正行為によって保険給付を受けたり、正当な理由無しにサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させた認められるときには、関係市町村に通知する。 (4) 事故発生時の対応 指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに関係市町村、利用者の家族及び関係者に連絡し、必要な措置を講ずる。 また、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。
2	他の保健医療・福祉サービス提供主体等との連携内容について (1) サービス提供困難時の対応について 当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な支援を行う。 (2) 指定居宅サービス事業者との連携について サービス計画作成後における利用者の状況の変化に迅速に対応した居宅サービス計画の変更ができるように定期的な担当者会議を中心に各事業者との連絡を密に行う。 利用者の主治医から指示がある場合は、主治医の意見を取り入れたサービス提供を行う。 (3) 介護保険施設等との連携について 在宅での生活が困難になったときは病院・施設の紹介や、入院・入所する利用者の移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。在宅での生活が可能になったときの病院・施設から、退院・退所する利用者の移行についても同様とする。 (4) 事故発生時の対応 事故が発生したとき、又は指定居宅サービス事業者から事故報告を受けた場合、会議等により状況の把握に努める。

別表 1

通常 の 事 業 の 実 施 地 域

【横浜市根岸地域ケアプラザ】

地 区 名	事業を実施する地域の町名	備 考
横浜市磯子区 根 岸	馬 場 町 , 上 町 , 坂 下 町 下 町 , 原 町 , 東 町 , 西 町	
滝 頭	滝 頭 1 丁 目 , 滝 頭 2 丁 目 , 滝 頭 3 丁 目 丸 山 1 丁 目 , 丸 山 2 丁 目	
そ の 他	中 浜 町 , 久 木 町 , 広 地 町 磯子1丁目 磯子8丁目	
◆ 居宅介護支援(ケアプラン作成など)については、原則として上記にお住まいの方を対象といたします。 ◆ 通常の実施地域以外にお住まいの方のご相談は、ご事情を勘案して個別に対応いたします。		

(令 和 6 年 度)

重 要 事 項 説 明 書

1 事業所の概要

○事業所名	横浜市根岸地域ケアプラザ
○所在地	横浜市磯子区馬場町1-42
○事業者指定番号	第 1470700038号
○管理者・連絡先	小高 智代美 TEL. 045-751-4801 FAX. 045-751-4821
○併設サービス	通所介護及び通所型独自サービス
○サービス提供地域	※別紙1のとおり

2 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	
○管理者 主任介護支援専門員	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤兼務)
○介護支援専門員	介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画の作成を行います。 また、課題の分析を行い、必要に応じて利用者への説明を行います。	4名 (常勤兼務2名) (常勤専従2名)

3 業務曜日および業務時間

業 務 日	業 務 時 間
月曜日から土曜日まで。 ただし、祝日および12月29日から1月3日までを除きます。 また、事業所内研修を実施する等の場合、事前通知の上休業することがあります。	午前9時から午後5時

4 サービス内容

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) サービス事業者との連絡調整
- (3) 居宅介護サービス計画の実施状況の把握、記録の作成および保管、利用者への情報提供
- (4) 市区町村への連絡・調整等
- (5) 介護保険施設及びサービスの紹介その他便宜の供与

5 サービス利用料および利用者負担

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。(法定受領サービスの場合のみ)
当事業所は特定事業所Ⅲを算定しています。

※特定事業所加算について(趣旨)・・・特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケ

ースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするもの。

- (2) 介護支援専門員が通常のサービス実施地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合は、その旅費(実費)の負担をお願いすることがあります。
- (3) 利用者は、この居宅介護支援にかかる訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービス提供を1週間以内の予告をもって解除できます。その際のキャンセル料については必要ありません。

6 当事業所における事業の目的・運営方針

当事業所におけるサービス提供は次のとおりです。

- (1) 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意志を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。また、計画の作成にあたっては、原則として、相談を受け付けて7日以内に利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- (2) 適正な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類または特定の事業所に不当に偏ることのないように、公正中立かつ複数事業者からの選定が可能なよう利用者等の意思確認を行った上で居宅サービスを作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。
- (3) 利用者は複数の事業所の紹介を求める事ができ、また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を同じく求める事が出来ます。
- (4) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス調整の提供に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態になることの予防に資するよう十分配慮いたします。
- (5) 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備します。
ア 採用時研修 採用後6ヶ月以内 イ 継続研修 年2回
ウ 研修計画に沿った個別研修 研修目標に合わせて実施
- (6) 非常災害時には、予め対応について協議させて頂くとともに、発災時には生活の維持の為に行政機関や福祉避難所との調整等必要な措置が講じられるように支援します。
- (7) 第三者評価の受審:なし。

7 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

※別紙

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護
福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 : 34%
通所介護 : 33%
地域密着型通所介護 : 29%
福祉用具貸与 : 67%

- ② 前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護
福祉用具貸与の各サービス事、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	社会福祉法人秀峰会 磯風の謡ヘルパーステーシ ョン 26%	株式会社みらい みらいケアサービス 25%	株式会社マーメイド'ケアー マーメイドケアー 11%
通所介護	(社福)訪問の家 横浜市根岸地域ケアプラザ 38%	(社福)竹生会 横浜市滝頭地域ケアプラザ 14%	SOMPO ケア株 式 会 社 SOMPOケア横浜滝頭 デイサービス 14%
地域密着型 通所介護	株式会社オアーズ リハブライド磯子 28%	合同会社アルファライフ アルファライフサポート 16%	合同会社バインツリー お け い こ サ ロ ン デイサービスゆずの里 15%
福祉用具貸与	サクラサービス株式会社 サクラサービス追浜営業所 18%	株式会社柴橋商会 柴橋商会介護用品 横浜磯子センター 15%	株式会社 メディケアー メディケアセンター横浜南 15%

8 秘密保持

事業所および介護支援専門員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。
ただし、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者またはその家族から、文書で同意を得るものとします。

9 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故・体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族主治医、救急機関等に連絡します。

個人情報に関わる事故が発生したときには、速やかに回収に当たり拡散の防止に努め、経緯と状況について利用者のご家族に説明します。また、行政機関に報告し、業務の改善を図ります。

医療機関等	主治医等の氏名： 連絡先：
緊急連絡先	氏名 ： 連絡先：

10 協力依頼事項

利用者が病院または診療所等に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所等に伝えて頂きますよう、お願い申し上げます。

11 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその発生を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

12 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

14 相談窓口・苦情対応

当事業所のサービスについては、次の窓口で対応いたします。

電 話 番 号	045-751-4801
FAX番号	045-751-4821
担 当 者	小高 智代美・向井 行浩・岡崎 弘子・緒方 紀子
時 間 外 連 絡 先	当事業所では 24 時間体制でご相談が可能な体制をとっています。 業務時間外のご相談につきましては以下の連絡先へお願い致します。 080 - 5049 - 6000
そ の 他	相談・苦情については、担当者、管理者および介護支援専門員が対応します。 不在の場合でも、応対した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者および介護支援専門員に引き継ぎます。

神奈川県国民健康保険 団 体 連 合 会 (国 保 連)	所 在 地	横浜市西区楠町27-1
	電 話 番 号	045-329-3447
	対 応 時 間	月曜日から金曜日の8:30から17:15
横 浜 市 健 康 福 祉 局 介 護 事 業 指 導 課	所 在 地	横浜市中区本町 6-50-10-16F
	電 話 番 号	045-671-2356
	対 応 時 間	月曜日から金曜日の8:45 から17:15
磯子区高齢・障害支援課	所 在 地	横浜市磯子区磯子 3-5-1
	電 話 番 号	045-750-2494
	対 応 時 間	月曜日から金曜日の8:45 から17:00

15 運営法人の概要

○名 称	社会福祉法人 訪問の家
○代表者氏名	理事長 名 里 晴 美
○法人本部所在地・連絡先	横浜市栄区桂台中4番7号
○実 施 事 業 の 概 要	昭和60年 12月法人設立 昭和61年 4月最初の事業所である「朋」開設。 [障害福祉分野]⇒「朋」(重度重複障害福祉通所施設)、「径(みち)」(重度障害福祉生活支援センター施設)「朋第2」(生活介護)、「径・さかえ次世代交流ステーション」<栄区> 「集」(重度知的障害福祉通所施設)<磯子区> 「連(れん)」(重度障害福祉生活支援センター施設)<旭区> 「郷(さと)」(多機能型拠点)<栄区> グループホーム 「きゃんばす」「どリーむはんず」「からーず」「ふぉーびーす」 「トポス」「コム」「はぴねす」「ハイビスカス」<栄区> 「アレグリア」「ひいらぎ」「オハナ」<磯子区> 「ファイン西が岡」「ファイン鶴ヶ峰」<旭区> [ホームヘルパー派遣事業]⇒「さくら草」(居宅介護事業)<栄区> [医 療 分 野]⇒「朋診療所」(内科・小児神経科) 「郷診療所」(内科・小児神経科)<栄区> [高 齢 者 福 祉]⇒「横浜市根岸地域ケアプラザ」<磯子区> 「横浜市桂台地域ケアプラザ」「花かご」(通所型サービスB)<栄区>
○事業所数	26ヶ所 (令和3年4月現在)

契 約 書

介 護 保 険
居 宅 介 護 支 援 事 業

横浜市根岸地域ケアプラザ

重 要 事 項 説 明 書

1 事業所の概要

○事業所名	横浜市根岸地域ケアプラザ
○所在地	横浜市磯子区馬場町1-42
○事業者指定番号	第 1470700038号
○管理者・連絡先	小高 智代美 TEL. 045-751-4801 FAX. 045-751-4821
○併設サービス	通所介護及び通所型独自サービス
○サービス提供地域	※別紙1のとおり

2 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	
○管理者 主任介護支援専門員	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤兼務)
○介護支援専門員	介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画の作成を行います。 また、課題の分析を行い、必要に応じて利用者への説明を行います。	4名 (常勤兼務2名) (常勤専従2名)

3 業務曜日および業務時間

業 務 日	業 務 時 間
月曜日から土曜日まで。 ただし、祝日および12月29日から1月3日までを除きます。 また、事業所内研修を実施する等の場合、事前通知の上休業することがあります。	午前9時から午後5時

4 サービス内容

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) サービス事業者との連絡調整
- (3) 居宅介護サービス計画の実施状況の把握、記録の作成および保管、利用者への情報提供
- (4) 市区町村への連絡・調整等
- (5) 介護保険施設及びサービスの紹介その他便宜の供与

5 サービス利用料および利用者負担

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。(法定受領サービスの場合のみ)
当事業所は特定事業所Ⅲを算定しています。

※特定事業所加算について(趣旨)・・・特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケ

ースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするもの。

- (2) 介護支援専門員が通常のサービス実施地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合は、その旅費(実費)の負担をお願いすることがあります。
- (3) 利用者は、この居宅介護支援にかかる訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービス提供を1週間以内の予告をもって解除できます。その際のキャンセル料については必要ありません。

6 当事業所における事業の目的・運営方針

当事業所におけるサービス提供は次のとおりです。

- (1) 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意志を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。また、計画の作成にあたっては、原則として、相談を受け付けて7日以内に利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- (2) 適正な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類または特定の事業所に不当に偏ることのないように、公正中立かつ複数事業者からの選定が可能なよう利用者等の意思確認を行った上で居宅サービスを作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。
- (3) 利用者は複数の事業所の紹介を求める事ができ、また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を同じく求める事が出来ます。
- (4) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス調整の提供に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態になることの予防に資するよう十分配慮いたします。
- (5) 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備します。
ア 採用時研修 採用後6ヶ月以内 イ 継続研修 年2回
ウ 研修計画に沿った個別研修 研修目標に合わせて実施
- (6) 非常災害時には、予め対応について協議させて頂くとともに、発災時には生活の維持の為に行政機関や福祉避難所との調整等必要な措置が講じられるように支援します。
- (7) 第三者評価の受審:なし。

7 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

※別紙

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護
福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	: 34%
通所介護	: 33%
地域密着型通所介護	: 29%
福祉用具貸与	: 67%

- ② 前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護
福祉用具貸与の各サービス事、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	社会福祉法人秀峰会 磯風の謡ヘルパーステーシ ョン 26%	株式会社みらい みらいケアサービス 25%	株式会社マーメイド'케어 マーメイド케어 11%
通所介護	(社福)訪問の家 横浜市根岸地域ケアプラザ 38%	(社福)竹生会 横浜市滝頭地域ケアプラザ 14%	SOMPO ケア 株 式 会 社 SOMPOケア横浜滝頭 デイサービス 14%
地域密着型 通所介護	株式会社オアーゼ リハブライド磯子 28%	合同会社アルファライフ アルファライフサポート 16%	合同会社バインツリー お け い こ サ ロ ン デイサービスゆずの里 15%
福祉用具貸与	サクラサービス株式会社 サクラサービス追浜営業所 18%	株式会社柴橋商会 柴橋商会介護用品 横浜磯子センター 15%	株式会社 メディ케어 メディケアセンター横浜南 15%

8 秘密保持

事業所および介護支援専門員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。
ただし、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者またはその家族から、文書で同意を得るものとします。

9 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故・体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族主治医、救急機関等に連絡します。

個人情報に関わる事故が発生したときには、速やかに回収に当たり拡散の防止に努め、経緯と状況について利用者のご家族に説明します。また、行政機関に報告し、業務の改善を図ります。

医療機関等	主治医等の氏名： 連絡先：
緊急連絡先	氏名 ： 連絡先：

10 協力依頼事項

利用者が病院または診療所等に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所等に伝えて頂きますよう、お願い申し上げます。

11 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその発生を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

12 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

14 相談窓口・苦情対応

当事業所のサービスについては、次の窓口で対応いたします。

電 話 番 号	045-751-4801
FAX番号	045-751-4821
担 当 者	小高 智代美・向井 行浩・岡崎 弘子・緒方 紀子
時 間 外 連 絡 先	当事業所では 24 時間体制でご相談が可能な体制をとっています。 業務時間外のご相談につきましては以下の連絡先へお願い致します。 080 - 5049 - 6000
そ の 他	相談・苦情については、担当者、管理者および介護支援専門員が対応します。 不在の場合でも、応対した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者および介護支援専門員に引き継ぎます。

神奈川県国民健康保険 団 体 連 合 会 (国 保 連)	所 在 地	横浜市西区楠町27-1
	電 話 番 号	045-329-3447
	対 応 時 間	月曜日から金曜日の8:30から17:15
横 浜 市 健 康 福 祉 局 介 護 事 業 指 導 課	所 在 地	横浜市中区本町 6-50-10-16F
	電 話 番 号	045-671-2356
	対 応 時 間	月曜日から金曜日の8:45 から17:15
磯子区高齢・障害支援課	所 在 地	横浜市磯子区磯子 3-5-1
	電 話 番 号	045-750-2494
	対 応 時 間	月曜日から金曜日の8:45 から17:00

15 運営法人の概要

○名 称	社会福祉法人 訪問の家
○代表者氏名	理事長 名 里 晴 美
○法人本部所在地・連絡先	横浜市栄区桂台中4番7号
○実 施 事 業 の 概 要	昭和60年 12月法人設立 昭和61年 4月最初の事業所である「朋」開設。 [障害福祉分野]⇒「朋」(重度重複障害福祉通所施設)、「径(みち)」(重度障害福祉生活支援センター施設)「朋第2」(生活介護)、「径・さかえ次世代交流ステーション」<栄区> 「集」(重度知的障害福祉通所施設)<磯子区> 「連(れん)」(重度障害福祉生活支援センター施設)<旭区> 「郷(さと)」(多機能型拠点)<栄区> グループホーム 「きゃんばす」「どリーむはんず」「からーず」「ふぉーびーす」 「トポス」「コム」「はぴねす」「ハイビスカス」<栄区> 「アレグリア」「ひいらぎ」「オハナ」<磯子区> 「ファイン西が岡」「ファイン鶴ヶ峰」<旭区> [ホームヘルパー派遣事業]⇒「さくら草」(居宅介護事業)<栄区> [医 療 分 野]⇒「朋診療所」(内科・小児神経科) 「郷診療所」(内科・小児神経科)<栄区> [高 齢 者 福 祉]⇒「横浜市根岸地域ケアプラザ」<磯子区> 「横浜市桂台地域ケアプラザ」「花かご」(通所型サービスB)<栄区>
○事業所数	26ヶ所 (令和3年4月現在)

【確認欄】 サービス契約締結にあたり、上記により重要事項の説明を受け、交付を受けました。

令和 年 月 日

ご利用者 _____ (印)
 代理人(選任した場合) _____ (印)
 説明者:横浜市根岸地域ケアプラザ _____ (印)

居宅介護支援事業契約書

第1条（居宅介護支援の目的）

横浜市根岸地域ケアプラザ（以下「事業者」という。）は、介護保険法等の関係法令およびこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づいた適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をいたします。

第2条（サービス内容）

事業者が利用者に対し提供するサービスは次ぎのとおりとし、本契約書に定めるものの他、別添契約約款に定める内容に基づき、サービスを提供するものとします。

- (1) 居宅介護サービス計画の作成
- (2) サービス事業者との連絡調整
- (3) 居宅介護サービス計画の実施状況の把握
- (4) 市町村への連絡・調整
- (5) 介護保険施設の紹介その他便宜の提供

第3条（契約期間）

この契約期間は、令和 年 月 日 から開始し、第7条、第8条及び、第9条の規定に定める事由が発生するまで継続致します。

第4条（居宅介護支援の担当者）

- 1 事業者は、居宅介護支援の担当者（以下「担当者」という。）として介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
- 2 事業者は、担当者を選任し、または変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮するとともに、事業者の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。
- 3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応策を講じます。
- 4 事業者は、担当者に身分証を常に携行させ、利用者またはその家族から求められた場合は、これを提示させるものとします。

第5条（居宅サービス計画の変更等）

- 1 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合には速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づく居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。
- 2 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。

第6条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、居宅サービス計画作成後においても、利用者およびその家族、居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス提供の目標等の達成状況等を評価するとともに、その結果を「居宅サービス共通記録書」等の書面および電子計算機等により記録し、利用者に説明のうえ給付管理表を提出します。
- 2 事業者は、「居宅サービス共通記録書」等の記録を作成完了後2年間は適正に保存し利用者の求めに応じて閲覧に供し、または実費負担によりそのコピーを交付します。

第7条（利用者の解除権）

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

第8条（事業者の解除権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合はその理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 次のいずれかの事由が発生した場合には、この契約は終了するものとします。
 - (1) 介護保険サービスの利用がなくなり、6ヶ月経過したとき。
 - (2) 第7条の利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
 - (3) 第8条の条件が満たされ、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。
 - (4) 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき。
 - ア. 利用者が介護保険施設に入所したとき。
 - イ. 利用者について要介護認定がなされなかったとき。
 - ウ. 利用者が死亡したとき。
 - エ. その他、居宅介護支援事業の継続が困難になった場合。
- 2 事業者は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の支援事業者等への関係記録（写）の引継、介護保険外サービスの利用にかかわる市町村への連絡等の調整を行うものとします。

第10条（損害賠償）

- 1 事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の責めに帰すべき事由に因らない場合には、この限りではありません。
- 2 事業者は、利用者の故意または重大な過失により損害を受けた場合は、その損害賠償を請求することができます。

第11条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密および個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中および契約終了後に互って、第三者に漏らすことはいたしません。
- 2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

第12条（苦情処理）

- 1 利用者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合または事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村また国民健康保険団体連合会に対し、苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者およびその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立あるいは相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いはいたしません。

第13条（契約外条項など）

この契約および介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、介護保険法、その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定めます。

利用者および事業者は、本契約書および約款の内容について、双方とも確認し、合意の上、居宅介護支援の契約を締結しますので、契約が成立したことを証するため、双方が記名捺印の上、各者1通を保有することとします。

上記のとおり、居宅介護支援の契約を締結します。

令和 年 月 日

本人

住 所 _____

名 前 _____ 印

電 話 _____

代理人(選任した場合)

住 所 _____

名 前 _____ 印

電 話 _____

立会人

住 所 _____

名 前 _____ 印

電 話 _____

(注) 「立会人」欄には本人とともに契約内容を確認し、
緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡等を行
える方が必要な場合に記名捺印をします。

なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

事業者(管理責任者)

所在地 横浜市磯子区馬場町1-42

横浜市根岸地域ケアプラザ

管理者 小高 智代美 印

電 話 045 (751) 4801

居 宅 介 護 支 援 事 業 契 約 約 款

(居宅介護支援事業の内容)

第1条 本契約により提供する居宅介護支援事業の内容は次のとおりとします。

(1) 居宅サービス計画の作成

事業者は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成します。

計画の作成にあたっては、利用者の身体的状況等を勘案し、厚生省の定める方法に基づき適切な手法を用いて課題の分析を行います。

また、常に利用者の立場に立ち、利用者の意思および人格を尊重し、提供される居宅サービスが特定の事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行い、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的に提供されるよう努力いたします。

(2) サービス事業者との連絡・調整

居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス担当学会議の開催または担当者への照会等を行い、作成した計画に基づいてサービスが提供されるよう事業者との連絡調整その他の便宜の供与を行います。

また、関係行政機関、主治医、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図ることにより、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態になることの予防に資するように十分配慮いたします。

(3) 居宅介護サービス計画の実施状況の把握

居宅サービス提供開始後についても、訪問、電話等により利用者及びサービス事業者との連絡を継続的に行い、利用者に対する課題および居宅サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整を行います。

(4) 市町村への連絡・調整等

当事業所の居宅介護支援サービスを利用する際に必要となる市町村への届出および連絡調整を行います。

(5) 介護保険施設の紹介その他便宜の提供

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合または利用者が介護保険施設への入所を希望した場合においては、家族がある場合には今後どのような介護方針であるかを充分検討した上で介護保険施設への紹介等を行います。

(担当者)

第2条 担当する介護支援専門員およびサービス提供責任者は、下記の者です。

サービスについてご相談や苦情等がある場合は、どんなことでもお寄せください。

○介護支援専門員 氏名: _____ 連絡先(電話)045-751-4801

○サービス提供責任者 氏名: 小高 智代美 連絡先(電話)045-751-4801

(管理責任者)

(事業実施地域)

第3条 通常の事業実施地域は、別表のとおりとします。

(利用料等)

第4条 1 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。(法定受領サービスの場合)

ただし、介護支援専門員が第3条に定めるとおり通常の実施地域を越えて訪問・出張する必要がある場合は、その旅費(実費)の負担をお願いすることがあります。

その場合、事業者は利用者またはその家族に対して事前に文書で説明し利用者または家族の方から支払いに同意する旨の文書に、署名(記名)を依頼するものとします。

2 利用者がこの居宅介護支援にかかわる訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービス提供をキャンセル、中断または解約したい場合は、事前に本約款第2条に明記した担当者への連絡を行うものとします。

3 前項にかかわるキャンセル料その他これにかかわる費用は、いずれも必要ありません。

別紙 1

通常 の サービス 実 施 地 域

【横浜市根岸地域ケアプラザ】

地 区 名	事業を実施する地域の町名	備 考
横浜市磯子区 根 岸	馬 場 町 ， 上 町 ， 坂 下 町 下 町 ， 原 町 ， 東 町 ， 西 町	
滝 頭	滝頭1丁目，滝頭2丁目，滝頭3丁目 丸山1丁目，丸山2丁目	
そ の 他	中 浜 町 ， 久 木 町 ， 広 地 町 磯子1丁目 ， 磯子8丁目	
◆ 居宅介護支援(ケアプラン作成など)については、原則として上記にお住まいの方を対象といたします。 ◆ 通常の実施地域以外にお住まいの方のご相談は、ご事情を勘案して個別に対応いたします。		

(令和2年度～)

個人情報使用同意書

私(利用者及びその家族)の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

利用者のための介護予防サービス・支援計画書の作成(変更)及びこれに沿った円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員や事業者及び関係機関との連絡調整等において必要な場合

2 使用する事業者の範囲

指定介護(予防)サービス事業者及び介護保険外サービス事業者の担当者、及び主治医や医療機関の担当者、並びに介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに協力が必要な地域の行政機関や民生委員などの関係機関(団体)の担当者(利用者の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに協力が必要な関係者に限る)

3 使用する期間

令和 年 月 日 から 契約終了日 まで

4 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

居宅介護支援事業者 横浜市根岸地域ケアプラザ 様
(及び上記に記載の各事業者代表者 様)

(利用者) 住所 _____

名前 _____ 印

電話 _____

(利用者の家族の代理人) 住所 _____

名前 _____ 印

電話 _____

(同) 住所 _____

名前 _____ 印

電話 _____

※個人情報の内容(例示)

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が居宅介護支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
 - ・認定調査票(基本調査及び特記事項)、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見(認定結果通知書)
 - ・その他の情報
- 「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

＜別表＞個人情報を利用する事例

- ①横浜市根岸地域ケアプラザ(根岸ケアプラザ)内部での利用について
- ・根岸ケアプラザで行う居宅介護支援サービスを行うとき
 - ・介護保険事務
 - ・介護サービス利用者に関わる事業所等の管理運営業務のうち、
契約の開始、終了
事故等の報告
当該利用者の介護サービスの向上
 - ・管理運営業務のうち
介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
介護保健施設等において行われる学生等の実習への協力
- ②他の事業者への情報提供について
- ・当該利用者に居宅サービスを提供する居宅サービス事業者等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
その他の業務委託
家族等への心身の状況説明
 - ・介護保険事務のうち
保険事務の委託
審査支払機関へのレセプトの提出
審査支払機関または保険者からの照会への回答
 - ・損害賠償保険などに関わる保険会社等への相談または届出等

上記のとおり、「居宅介護支援契約」「重要事項」「個人情報の取り扱い」の説明を受け、契約し交付を受けました。

令和 年 月 日

(利用者又は代理人) _____ 印

神奈川県第1470700038号

〒235-0002

所在地：横浜市磯子区馬場町1-42

名 称：横浜市根岸地域ケアプラザ

電 話：045-751-4801

F A X：045-751-4821